

転ばぬ先のかわら版 vol.28 令和3年春号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

「人気アニメキャラクターのステッカーを複製し、販売した疑いで、高校生が逮捕されました」

数か月前、こんなニュースが流れていました。自分でお金をかけて作ったのに、いったい何がいけなかったのでしょうか？

イケマセンね～



著作権って聞いたことあるかも？

小説や漫画など、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」は著作物にあたります。

著作物を創作した人は、自分が作った著作物を無断で使用されないように守る権利をもっています。これが「著作権」です。

この事件では、制作会社など著作権者の許可を受けずに販売したため、このような結果になってしまいました。

こんな場合はどうなの？

ではインターネットで公開されているキャラクターの画像を保存した場合は、どうなるのでしょうか？

このように、個人的な使用として楽しむことは問題ありません。またキャラクターを真似して描いたりすることも、個人的な使用である限り自由です。

ただし、これらを自分のホームページ等に載せることは、たとえアレンジを加えた絵であっても著作権法違反になります。なお、学校での運動会の応援ポスターにアニメキャラクターを描くことは、著作権の例外として認められており、問題ありません。

有名アニメキャラの絵…



©マークって何？

ブログの写真の下に©2021 山田〇子と書いてある！

みなさんは、雑誌やウェブサイトなどで©マークを見たことがありますか？これが付されたものは著作権者であるという表示で、日本では、著作権は登録しなくても著作物を創作した時に発生し取得することになっています。ですから、©マークが付されていないからといって無断転載すると、著作権法違反になることもあります。



作品をリスペクト！

みなさんが楽しんでいる漫画やアニメは、創作者が心を込めて生み出した作品です。冒頭のニュースのように、安易な考えでお小遣い稼ぎをすると違法行為にあたる可能性もありますので、気をつけましょう。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



YouTube はじめました→



活動実績

平成27年度：19校で開催	平成30年度：19校で開催
平成28年度：13校で開催	令和元年度：11校で開催
平成29年度：19校で開催	令和2年度：11校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

※本書のイラストは、「いらすとや」の利用規約に従って利用しています。